

電話リレーサービス支援機関の指定 申請要領

令和2年12月

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課

目次

1	はじめに	1
2	申請受付期間	1
3	申請の方法	1
4	申請の審査	2
	(参考) 関係法令	4

1. はじめに

電話は、国民の日常生活及び社会生活において、即時性を有する意思疎通を遠隔地にいながら可能とする基幹的な手段です。一方、聴覚障害者等は、自立した日常生活及び社会生活を送る上で、電話を利用した意思疎通に困難を伴うといった課題が存在しております。

このような背景を踏まえ、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号。以下「法」という。)が成立し、令和2年12月1日に施行されました。

これを踏まえ、総務省では、法第20条に基づく電話リレーサービス支援機関の指定の申請を受け付けます。申請される方は、本要領をお読みいただき、申請されるようお願いいたします。

2. 申請受付期間

令和2年12月2日(水)午前9時30分から令和3年1月4日(月)午後6時15分 まで(必着)

3. 申請の方法

(1) 申請方法

- ・ 電子メール : (2)記載のメールアドレスへ(3)の提出書類一式の電子ファイルを送付。
※ 申請書類一式の容量が10メガバイトを超過しそうな場合は、事前に(2)提出先に記載のメールアドレスへ御連絡をお願いいたします。
- ・ 郵送 : (2)記載の住所へ、(3)の提出書類一式の正本1部及び副本1部の計2部並びにその電子ファイルを記録した電磁的記録媒体を、宛名面に「電話リレーサービス支援機関の指定に係る申請書類」と赤字で明記した封筒に入れて郵送。
- ・ 持参 : (2)記載の住所へ、(3)の提出書類一式の正本1部及び副本1部の計2部並びにその電子ファイルを記録した電磁的記録媒体を、宛名面に「電話リレーサービス支援機関の指定に係る申請書類」と赤字で明記した封筒に入れて持参。

(2) 提出先・問い合わせ先

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 電話リレーサービス担当
電話 03-5253-5837 (直通)
電子メール telephone-relay@ml.soumu.go.jp

(3) 提出書類

書 類 名
(1) 電話リレー支援機関指定申請書【様式2-2(別添)】
(2) 添付書類(以下の①~⑨の書類)
① 定款及び登記事項証明書
② 申請の日に属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(ただし、申請の日に属する事業年度に設立された法人であれば、その設立時における財産目録)
③ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類(※1)
④ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
⑤ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
⑥ 現に行っている業務の概要を記載した書類

⑦ 電話リレーサービス支援業務の実施に関する計画を記載した書類
⑧ 役員が法第8条第2項第2号イ、ロ及びハのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面
⑨ その他参考となる事項を記載した書類

(※1) 理事会等の議事録等とする。

(※2) 様式が指定されているもの以外は、様式自由とする。

(4) 申請に当たっての留意事項

- ① 電子メールによる提出は、総務省のメールサーバが受信した時刻を提出日時とします。システムの不具合の発生等に備えて余裕を持った提出を心がけてください。
- ② 郵送の場合は、提出期限までに必着です。また、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとしてください。
- ③ 持参する場合の受付時間は、申請受付期間中の平日午前9時30分から午後6時15分まで(午前12時から午後1時までの間を除く)とします。
- ④ 郵送又は持参する場合に用いる電磁的記録媒体は、CD-R、DVD-R又はUSBメモリとします。また、ファイル形式は、アドビシステム社のPDFファイルとします。
- ⑤ 申請の際、今後の連絡窓口として、2名以上の方の連絡先(電話番号及び電子メールアドレス)を登録していただきます。
- ⑥ 提出書類等は、その理由の如何にかかわらず、変更を行うことはできません。なお、申請内容を変更しない範囲での、記載事項のより適切な表現への訂正や、記載事項の文意の明確化の観点からの補足資料の提出は可能な場合がありますので、個別にご相談ください。
- ⑦ 提出書類等は、返却しません。
- ⑧ 提出書類等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。
- ⑨ 提出書類等について、総務省は、審査以外の目的において提出者に無断で使用しないものとします。提出書類等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき、開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される可能性があります。

4. 申請の審査

(1) 次の①から③の全ての要件を満たしていなければ、電話リレーサービス支援機関の指定を行わない。

- ① 一般社団法人又は一般財団法人であること。
- ② 電話リレーサービス支援業務を適正かつ確実に行うことができると認められること。
財政的基盤や実施体制、経験等を総合的に勘案し、業務を適正かつ確実にできる者であること。
- ③ 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法第29条に基づき準用する法第19条第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
 - イ その役員の中に、次のいずれかに該当する者がある者
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (イ) 法第14条第2項の規定による命令により解任され、その解任の日から5年を経過しない者
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(ウにおいて「暴力団員等」という。)

ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) (1) の申請要件を満たしている者が1者の場合は、当該者を電話リレーサービス支援機関として指定する。

(3) (1) の申請要件を満たしている者が複数者いる場合は、次の評価項目を踏まえて申請内容を審査し、より条件を満たす1者を電話リレーサービス支援機関として指定する。

○電話リレーサービス支援業務を適正かつ確実に行うことができると認められること。

財政的基盤や実施体制、経験等を総合的に勘案し、より業務を適正かつ確実に行える者であること。

(4) 結果の通知等

審査結果は、審査の終了後、総務省から申請者に速やかに通知する。

(参考) 関係法令

○ 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号)

(電話リレーサービス支援機関の指定)

第二十条 総務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、電話リレーサービス支援業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、電話リレーサービス支援機関として指定することができる。

(業務)

第二十一条 電話リレーサービス支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 電話リレーサービス提供業務に要する費用に充てるための交付金を交付すること。
- 二 電話リレーサービス支援業務に要する費用に充てるための負担金を徴収すること。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(準用)

第二十九条 第八条第二項から第五項まで及び第十二条から第十九条までの規定は、電話リレーサービス支援機関及び電話リレーサービス支援業務について準用する。この場合において、第八条第二項中「前項」とあるのは「第二十条」と、「同項」とあるのは「同条」と、第十四条第二項及び第十九条第二項第三号中「第十条第一項」とあるのは「第二十二条第一項」と、「電話リレーサービス提供業務規程」とあるのは「同項に規定する電話リレーサービス支援業務規程」と、同条第四項中「電話リレーサービス支援機関が」とあるのは「第二十五条第一項に規定する特定電話提供事業者が」と、「交付した」とあるのは「納付した」と、「交付金」とあるのは「負担金」と、「第二十一条第一号」とあるのは「第二十一条第二号」と、「法人は、」とあるのは「法人は、総務大臣が次条の規定により新たに指定する」と、「返還しなければ」とあるのは「引き渡さなければ」と、同条第五項中「交付金の取扱い」とあるのは「電話リレーサービス支援業務の引継ぎ」と読み替えるものとする。

(電話リレーサービス提供機関の指定等)

第八条 (略)

- 2 総務大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)をしてはならない。
 - 一 第十九条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
 - 二 その役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ロ 第十四条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から五年を経過しない者
 - ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(次号において「暴力団員等」という。)
 - 三 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 3 総務大臣は、指定をしたときは、当該指定を受けた電話リレーサービス提供機関の名称及び住所、電話リレーサービス提供業務を行う事務所の所在地並びに電話リレーサービス提供業務の開始の日を公示しなければならない。
- 4 電話リレーサービス提供機関は、その名称若しくは住所又は電話リレーサービス提供業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 5 総務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

○ 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則(令和2年総務省令第110号)

(電話リレーサービス支援機関の指定の申請)

第十三条 法第二十条の規定による指定(次項において単に「指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
 - 二 電話リレーサービス支援業務を行おうとする事務所の所在地
 - 三 電話リレーサービス支援業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
 - 三 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
 - 四 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - 五 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - 六 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 七 電話リレーサービス支援業務の実施に関する計画を記載した書類
 - 八 役員が法第八条第二項第二号イからハまでのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面
 - 九 その他参考となる事項を記載した書類